

作成日 令和 7年 5月 2日

令和7年度 施行

砂散布車購入

環境土木課 道路公園管理係

公示用

砂散布車購入

項目	単価	数量	単位	金額	備考
車両価格					
車両本体・付属品(標準仕様)		1	式		単価表①
付加仕様		1	式		単価表②
現行車両下取価格		1	式		単価表③
小計					①
小計(課税分)					非課税費用を除く額
消費税 10 %					②
合計					①+②

砂散布車購入

単価表①

項目	単価	数量	単位	金額	備考
○車両本体					規格寸法特記仕様書のとおり
凍結防止剤散布車(乾式 2.2m ³ 級)		1	式		NDS22SS5形
トラックシャーシ(車両総重量8t以下)					4 × 4 GVW8t
ホッパ容量2.2m ³					
○付属品(標準仕様)					
エアコン		1	式		
スタッドレスタイヤ		1	式		
黄色散光式警光灯		1	式		運転室上部 前側550mm
黄色散光式警光灯		1	式		散布装置 後部550mm
小計					
再計					
消費税 10 %					
合計					

砂散布車購入

単価表②

項目	単価	数量	単位	金額	備考
○付加仕様					
冬用ワイパークリーナー		1	式		
スパイクタイヤ差額		1	式		ピン打ち4本分差額 オールシーズンタイヤに打ち込み
後方確認用カラーモニター		1	式		熱線入りカメラケース付
熱線入りサイドミラー(左右)		1	式		
電動ホッパーカバー		1	式		
高温溶射加工スクリュー		1	式		標準スクリューとの差額
床マット		1	式		
バッテリーカットスイッチ		1	式		
ドライブレコーダー(前後録画)		1	式		後方カメラ熱線ケース付
輸送費		1	式		札幌～帯広～芽室
小計					
再計					
消費税 10 %					
合計					

砂散布車購入

単価表③

項目	単価	数量	単位	金額	備考
○下取車両					
現行車両下取価格		1	台		
小計					
再計					
消費税 10 %					
小計					

砂散布車購入

単価表④

項目	単価	数量	単位	金額	備考
○諸経費					
リサイクル料		1	式		非課税
登録手続代行費用		1	式		非課税
預り法定費用		1	式		非課税
小計					

砂散布車（自走4輪駆動、乾式2.2m³級以上）仕様書

概要

この仕様書は、砂散布車（自走4輪駆動、乾式2.2m³級以上）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足し、操縦性能が良好であって、かつ十分な耐久性のあるものとする。

納入機は、運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分も含む。）「道路運送車両の保安基準」に適合するものとする。なお、排出ガスの規制についても同保安基準によるものとする。

この仕様書に明示されている数値は標準の設計値とし、ここに明記されていない箇所については、芽室町（以下「甲」という。）と物品供給人（以下「乙」という。）が協議のうえ決定するものとする。

1. 性能

(1) 敷布幅	3.0m以下～7.0m以上(切換5段階以上)
(2) 敷布量	20g/m ² 以下～40g/m ² 以上(切換5段階以上) かつ最小値と最大値の可変幅は30g/m ² 以上とする。また、防滑材（砂、砂利等）25g/m ² ～200g/m ² 程度の散布設定が可能であること。
(3) 車速同調装置	車速に同調し、散布量、散布幅を設定値に保持し、散布作業を行う機能を有すること。
(4) 敷布作業速度	5km/h以下～40km/h以上
(5) 登坂能力 (tan θ)	0.47以上
(6) 最小回転半径（最外輪中心）	10.0m以下
(7) 騒音レベル（オペレータ耳もと、無負荷、車両停止 機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて）	85dB(A)以下

2. 主要諸元

(1) 全長	7,000mm以下
(2) 全幅	2,500mm以下
(3) 全高（黄色灯火上端まで）	3,400mm以下
(4) 敷布剤積載容積	2.2m ³ 以上
(5) 最大積載量 乾燥散布剤（原塩）	2,200kg以上
(6) 車両総重量	8,000kg未満
（散布剤積載容量の相違により総重量が増加する場合は別途協議すること。）	
(7) 乗車定員	2人以上

3. 車両諸元

(1) 機関	
形式	水冷、ディーゼル機関
最高出力	139kw以上
最大トルク	490Nm以上

(2) 動力伝達装置

クラッチ	乾燥单板（倍力装置付）
主変速機	前進5段以上、後退1段（シンクロメッシュ機構付）
車輪配列	前2駆動、後複2駆動

(3) タイヤ

スパイクタイヤ

(4) かじ取り装置

形 式	倍力装置付
-----	-------

(5) 運転室

構 造	全鋼製又は鋼板FRP併用密閉形
窓	(前)合わせガラス
ワイパー	(側・後)合わせガラス又は強化ガラス (前)電動式、冬用ワイパーブレード付

4. 散布装置

(1) 形 式	乾式散布、散布量一定制御は車速同調制御式
(2) 散布剤種別	溶解性薬剤 塩（原塩、粉碎塩）、塩化カルシウム等
(3) ホッパー	防滑材 焼砂、砂利等 逆梯型断面、鋼板溶接構造 ホッパカバー 電動開閉式
(4) 乾燥散布剤送出装置	スクリューコンベア式（高温溶射加工）
(5) 装置駆動方式	全油圧式（車体機関PTO）

5. 油圧装置

油圧ポンプ（主機関PTO駆動）	各装置の作動に必要な吐出量及び圧力を発生すること。
油圧モーター	各装置の作動に必要なトルクを発生すること。
操作弁	各装置の作動制御に必要な個数を有すること。

6. 計器類

(1) 運行記録計（120km/h 速度計、7日計）	1式
(2) 回転計、水温計、燃料計	1式
(3) 機関油圧計又は機関油圧警告灯	1式
(4) 空気圧計又は空気圧警告灯	1式
(5) 充電警告灯	1式
(6) 敷設量表示計	1式

7. 照明装置類（保安基準により装備を義務付けられるものの外）

(1) 前部霧灯	2灯
(2) 黄色灯火	前部 幅 500mm以上 1式 後部 幅 500mm以上 1式
(3) 敷設状況確認灯（後方作業灯）	1式

8. 付属装置及び付属品

8-1 車両総質量に含むもの

- | | |
|--------------------------------------|----|
| (1) 後方確認カメラ（モニター及び熱線入りカバー付） | 1式 |
| (2) 残量確認窓 | 1式 |
| (3) 散布剤飛散防止板 | 1式 |
| (4) パックブザー | 1式 |
| (5) カーエアコン | 1式 |
| (6) 作業用ステップ | 1式 |
| (7) 標識板（300×570mm程度、車体後部取付、赤文字「散布中」） | 1式 |
| (8) 非常用信号具（発炎筒1、赤旗1） | 1式 |
| (9) サイドミラー（熱線入り） | 1式 |
| (10) ドライブレコーダー | |
| (11) バッテリースイッチ | |
| (12) 床マット | |

8-2 車両総質量に含まないもの

- | | |
|------------------|----|
| (1) 標準付属工具（簡素化型） | 1式 |
| (2) 取扱説明書 | 1部 |
| (3) 部品表 | 1部 |
| (4) 履歴簿 | 1部 |

9. 塗装

指定色全塗装（車体に「砂散布車」及び「茅室町」を記入する。）

10. 檜査

受注者は十分な、ならし運転完了後検査を受けるものとする。完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに適当な作業を行って全般的な機能及び各装置の検査をする。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

11. 保証

使用者の過失や責によるものではない不具合や故障に対して、納入後1年間の保証を付すこと。また、製造者等が別に定めた1年以上の保証期間を有すものはそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

12. その他の事項

12-1. 製造期日等の指定

納入機は、新品でなければならない。

12-2. 灯火の取付方法の指定

黄色灯火（以下「灯火等」という。）の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 灯火等の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号（以降の改正分

含む。)) 」に準じるものとする。

ロ) 灯火等は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、灯火等の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

12-3. 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

12-4. 緩和申請等

本履行に当たり、車両登録、リサイクル料金の預託、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行うものとする。また、これらにかかる費用については、受注者の負担とする。

但し、これにより難い場合は発注者の指示を受けるものとする。